美作市Ｋ－ＢＡＳＥパーク広告掲出募集要項

美作市Ｋ－ＢＡＳＥパークでは、施設内の広告掲出を募集しています。広告の掲出を希望される方は、次の内容をご確認のうえ、お申し込みください。

１．広告物の基本仕様

広告物は、屋外施設での掲出に適した、ターポリン、屋外用シート等の耐候性及び耐久性に優れた素材を使用してください。

・雨水、風圧、紫外線等により、容易に劣化、破損又は変形しないものとしてください。
・上記以外の素材を使用する場合は、同等以上の耐久性及び安全性を有するものとしてください。

２．広告物の規格及び形状

・広告物の規格は、「美作市Ｋ－ＢＡＳＥパーク広告掲出要綱」に定める規格を遵守してください。
・広告物の形状及び厚さは、掲出場所の形状や施設の構造に適合し、利用者の安全を妨げないものとしてください。
・広告物の角部は、鋭利な部分がないよう加工し、利用者が接触してもけがをするおそれのない形状としてください。

３．色彩及び表示方法

広告物の色彩及び表示方法については、次の事項を遵守してください。

・発光、蛍光又は反射効果を有する素材は使用できません。
・光沢が著しい素材は使用できません。
・競技者の視認性や競技環境に影響を及ぼすおそれのある色彩、デザイン及び表示方法は避けてください。
・施設の景観及び周辺環境との調和に配慮してください。
・広告の表示内容は、明瞭であり、誤解を与えるおそれのないものとしてください。

４．広告物の設置方法

広告物の設置に当たっては、次の事項を遵守してください。

・広告物は、市が指定する位置に設置してください。

・風圧や振動等により飛散又は脱落しないよう、十分な強度を有する方法で固定してください。

・施設及び設備への直接塗装、穴あけ、溶接など、施設を損傷するおそれのある加工は禁止します。

・接着剤、金具、結束具等の固定資材は、施設を損傷せず、利用者の安全を妨げないものを使用してください。

・広告物及び固定資材が施設の利用や競技の妨げとならないようにしてください。

・広告物の端部や固定部分がめくれたり、突出したりしないよう適切に処理してください。

・その他、市が指定する設置方法に従ってください。

５．広告物の製作及び設置前の確認

広告物の製作及び設置を行う前に、次の内容が分かる資料を市に提出し、承認を受けてください。

・広告のデザイン　　・広告物の寸法

・使用する素材　　・色彩及び仕上がり

・固定方法及び設置方法

提出された資料をもとに、市が広告物の安全性、耐久性、景観及び施設の管理運営への影響を確認します。

なお、必要に応じて、素材、仕様又は設置方法の変更をお願いする場合があります。

承認を受けた内容に変更が生じる場合は、改めて市の承認を受けてください。

６．広告物の設置及び撤去

・広告物の設置及び撤去は、事前に市と協議のうえ行ってください。

・作業に当たっては、施設利用者の安全を確保し、施設の管理運営に支障を及ぼさないよう十分配慮してください。

・広告物の製作、設置及び撤去に必要な費用は、広告主の負担となります。

７．広告物の維持管理

・掲出期間中は、広告物を適正に管理し、良好な状態を保ってください。
・広告物に破損、汚損、変形、脱落等が生じた場合は、広告主の責任と負担において速やかに修繕又は撤去してください。
・広告物の安全性や美観に問題があると市が判断した場合は、修繕、交換又は撤去をお願いすることがあります。

８．その他

広告掲出に当たっては、「美作市Ｋ－ＢＡＳＥパーク広告掲出要綱」を遵守してください。

この募集要項に定めのない事項や、広告物の仕様及び設置方法について疑義が生じた場合は、市と協議してください。

【お問い合わせ先】
美作市教育委員会 社会教育課
電話：0868-72-1113
MAIL：shakaikyoiku@city.mimasaka.lg.jp